

他行為可能性は責任の必要条件ではない

瀧川 裕 英

第一節 出 発 点

1 ロック

2 フランクファート

第二節 全体地図

1 古典的対立軸と現代的対立軸

2 両立不可能論の二つの根拠

3 他行為不可能性論

第三節 両立不可能論からの批判

1 個別性と普遍性

2 論点先取

3 かすかな自由

4 デイレンマ

第四節 両立可能論からの反論

1 他行為の封鎖

2 現実系列

第五節 到達点

1 意味的他行為可能性

2 期待可能性

3 なにをすべきだったのか

4 理由能力

第一節 出 発 点

自由でなければ責任はない。自由は責任の必要条件である。ここまではよい。問題は、ここから先である。責任の必要条件である自由とは何か。

説 この問いに対して、「他行為可能性」と答えるのが一般的である。例えば、山口厚は次のように言う。「行為者が現実には行ってしまった違法行為を避けることが可能であった(他行為可能性)と認められることが、非難可能性Ⅱ責任を認めるためには必要である(あるいは、他行為可能性がない場合には、非難可能性Ⅱ責任を認めることができる。』(山口 2007: 7、括弧内原文)。本稿で私が示すのは、この解答が誤っていることである。⁽¹⁾

1 ロック

J・ロック (John Locke) は『人間知性論』で次のような有名な例を挙げた (Locke 1690: 2.21.10)。

ある男が、寝ている最中に、一つの部屋へと運び込まれた。その部屋には、その男がかねがね会って話したいと思っていた人がいる。その男は、その部屋に嚴重に閉じこめられ、その部屋から出て行くことはできない。その男は目を覚まし、自分の憧れだった人と一緒にいることに気づいて喜んだ。その男は、自らの意志で (willingly) その部屋にとどまる。つまり、部屋を出て行くよりも部屋にとどまるほうを選ぶ。この事例について、私は次のように問いたい。このように部屋にとどまるのは、自発的 (voluntary) ではないか。それが自発的だということを、誰も疑わないと私は思う。しかも、嚴重に閉じこめられているのだから、とどまらないことはその男の自由 (at liberty) ではない、つまり立ち去る自由がないことは明白である。

このロックの事例では、男は部屋に閉じこめられ(ロックされ)、部屋を出る自由はないにもかかわらず、部屋にとどまることは自発的だと評価される。部屋にとどまる以外の選択肢は閉ざされているのに、男が部屋にとどまるの

は、自らの意志だといわれるのである。

このロックの事例を巧妙な仕方に変更し、現代に蘇らせたのが、フランクファートである。

2 フランクファート

H・フランクファート (Harry Frankfurt) は、その有名な論文「他行為可能性と道徳的責任」において、他行為可能性が道徳的責任の必要条件であることを否定した。

フランクファートはまず、「他行為可能性原理」を次のように定式化する (Frankfurt 1969: 1)。

< PAP > the Principle of Alternate Possibilities

人が自分の行ったことに対して道徳的責任があるのは、それ以外の仕方で行うできたときのみである

どうしようもなかったこと、避けられなかったことに対して責任はない、と通常考えられている。つまり、他行為可能性原理は真であると一般には信じられている。これに対してフランクファートは、この他行為可能性原理が偽であると主張する。その主張を正当化するためにフランクファートが援用するのが、次のような例である (Frankfurt 1969: 6)。

XはYを殺したいと以前から考えていた。ある時点tで、XはYを殺そうと自ら決意してYを殺した(a)。しかし実は、ZもYに死んでほしいと以前から考えていた。ただ、Zは自分で手をかけることは避けたいと思っていた。むしろ、XがYを殺してくれればいいのにと考えていた。そこでZは、ある方法(特殊な催眠術、特殊

装置の脳への埋め込みなど)を使って、ある時点でもしXがYを殺そうとしなければ、Yを殺そうという意志がXに生じるようにしておいた(b)。

論

説

この例は、「フランクファートの反例 (Frankfurt's counterexample)」と呼ばれる。フランクファートの反例では、次の二つのことが同時に成り立っている。

<R> Responsibility

XはYを殺したことに責任がある

なぜなら、XはYを殺そうと自ら決意してYを殺した(a)からである。

<NAP> No Alternative Possibilities

XはYを殺す以外の行為をなしえなかった

なぜなら、仮にXがYを殺そうとしなかったとしても、Zの使う方法によって、Yを殺そうという意志がXに生じ、Yを殺しただろう(b)といえるからである。

つまり、フランクファートの反例では、それ以外の仕方で行うできなかったにもかかわらず(NAP)、XはYを殺したことに責任がある(R)。それゆえ、先に挙げた他行為可能性原理(PAP)は偽となる(図1参照)。

フランクファートが一九六九年の論文でこの反例を提示して以来、他行為可能性が道徳的責任の

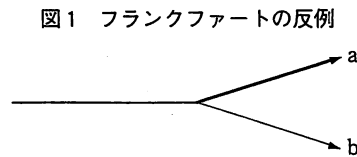


図1 フランクファートの反例

必要条件か否かという問いは、このフランクファートの反例をめぐって論じられてきた。論文公表後既に四〇年になろうとするが、現在でも英米の哲学ジャーナルには毎号のように関連論文が掲載され、熱い議論が戦わされている。

第二節 全体地図

1 古典的対立軸と現代的対立軸

ここで問題状況を整理しておこう。一般に「自由意志問題 (the free will problem)」と称される問題は、「決定論 (determinism)」対「自由意志論 (libertarianism)」の対立軸をめぐるものとして古典的には描かれてきた。この対立軸の中心にあるのは、因果的決定論が真か偽かという問いである。

因果的決定論とは、世界の出来事はすべて、それ以前の出来事と自然法則とによって決定されていると主張する。決定論者は、因果的決定論は真であり、自由意志は存在しないと主張する。決定論によれば、人間の行為は環境・性格・遺伝子などによって決定されている。自由は幻想に過ぎない。行為が決定されている以上、通常の意味で責任を問うことはできない。これに対し、自由意志論者は、因果的決定論は偽であり、自由意志は存在すると主張する。自由意志論によれば、人間の意志が自由であることは確実である。逆に、決定論的世界観のほうが誤っている。

このように、古典的な議論は決定論の真偽や自由意志の存否それ自体を論じてきた。これに対して、現在の中心的論点は、決定論と自由意志の関係である。「両立可能論 (compatibilism)」は決定論と自由意志は両立すると主張するのに対し、「両立不可能論 (incompatibilism)」は決定論と自由意志は両立しないと主張する。現在の議論の対立軸は、両立可能論と両立不可能論の対抗にある。

説 この現在の対立軸に即していえば、決定論も自由意志論も両立不可能論として位置づけられる。特に「決定論が真である以上自由意志は存在しない」と主張する従来の決定論は、今や「硬い決定論 (hard determinism)」と呼ばれる。これに対して、「決定論が真であったとしても自由意志は存在する」と主張する両立可能論は、「柔らかい決定論 (soft determinism)」と俗称される。要するに、従来対立してきた決定論と自由意志論は、両立可能論に対して共同戦線を張る。

この理論状況を図示すれば、下のようになる(表1参照)。

2 両立不可能論の二つの根拠

両立不可能論は、大別すれば二つの論拠を持つ。第一は、他行為不可能性論である。ほかにどうしようもなかったことや避けられなかったことに対して、責任を問うことはできない。未来が多様な可能性に開かれている中で、特定の選択肢を選択したことに責任の根拠がある。仮に未来が過去と同じように一義的に確定しているならば、責任を問うことはできない。⁽²⁾

両立不可能論の第二の論拠は、機械論である。パソコンが自分の思うように動かないとき、パソコンに対して責任を問うのは的外れである。機械に対して責任を問うことはできない。仮に決定論が真であるならば、人間の行為も欲求や信念(あるいは脳の状態)と自然法則によって説明されることになる。つまり人間も機械であり、責任を問うことができないことになる。

3 他行為不可能性論

フランクファートの反例が標準を定めるのは、両立不可能論を支える第一の論拠である他行為不可能性論である。他行為不可能性論は、次のような論理によって、決定論と責任の両立不可能性を主張する。

<DNAP> Determinism implies no alternative possibilities

決定論が真であれば、人は、それ以外の仕方で行うできなかったといえる (D→NAP)

<PAP>

人が自分の行ったことに対して道徳的責任を負うのは、それ以外の仕方で行うできたときのみである (R→NAP)

NAP)

DNAP → PAP + R)

<I> Incompatibility

決定論が真であれば、人は自分の行ったことに対して道徳的責任を負わない (D→R)

つまり他行為不可能性論は、DNAPと他行為可能性原理 (PAP) の二つの前提から、責任と決定論の両立不可能論を導出する。これに対して、フランクファートの反例は、他行為可能性原理 (PAP) を否定することで、両立不可能性 (I) を否定する。⁽³⁾ それによって、他行為不可能性論を否定し、逆に両立可能論を擁護する。

表1 問題状況

古典的対立軸 / 現代的対立軸	決定論 Determinism	自由意志論 Libertarianism
両立可能論 Compatibilism	柔らかい決定論	—
両立不可能論 Incompatibilism	硬い決定論	自由意志論

第二節 両立不可能論からの批判

他行為可能性原理が真であることを示そうとする両立不可能論者は、フランクファートの反例が抱える様々な問題点を指摘してきた。⁽¹⁾ここでは、両立不可能論からの批判を三つに区分して検討しよう。

1 個別性と普遍性

第一の批判は、責任の対象に照準を据え、フランクファートの反例が、個別的・具体的な出来事と一般的・抽象的な出来事を混同しているとする (van Twegen 1978)。そもそも、ある人に責任があるといえるのは、抽象的な出来事ではなく、具体的な出来事である。フランクファートの反例でいえば、 $\neg X$ が自分で決意してYを殺した \wedge という具体的な出来事について、Xは責任がある。しかしながら、この出来事と、 $\neg Z$ が仕組んだ特殊な装置により、Yを殺そうという意志がXに生じ、その結果XがYを殺した \wedge という出来事は、全く別の出来事である。確かにこの二つの出来事は、 $\neg X$ がYを殺した \wedge という抽象的な次元では同一の出来事であるけれども、具体的な次元では全く異なる出来事である。責任とはあくまで具体的な次元で問題となる以上、他行為が可能であったか否かも個別具体的に検討しなければならぬ。個別具体的に検討すれば、XはYを殺す以外の行為をなしえなかった (NAP) とはいえない。なぜなら、Xには、自分で決意してYを殺すか、特殊な装置により意志が生じてYを殺すか、という二つの異なる可能性が開かれていたからである。

この批判については、既に詳細に論じたことがある (瀧川 2003: 71) ので、再論しない。簡潔に言えば、この第一の批判は、行為の個別化基準や責任の対象について問題ある前提に依拠しているし、この批判の趣旨を最大限生かそうとすると、結局、後で検討する第三の批判へと還元されることになる。

2 論点先取

第二の批判は、フランクファートの反例が論点先取だとする。フランクファートの反例において、ある時点tでXはYを殺そうと自ら決意してYを殺した。だが、決定論が真であれば、XがYを殺すことは決定されていたことになるはずである。そうだとすると、そもそもXはYを殺す以外の行為をなしえなかったことになる (NAP)。しかもその理由は、Zが特殊な方法を使ったからではなく、決定論が真だからである。

この場合に、両立不可能論者は $\neg X$ はYを殺したことに責任がある \wedge (R) という。しかし、これは論点先取であり、両立不可能論者には説得力を持たない。両立不可能論者はむしろ逆に、 $\neg X$ はYを殺したことに責任がない \wedge (J-R) というだろう。なぜなら、決定論が真であればXがYを殺すことは決定されており、行為が決定されていて他行為可能性がなければ責任はない、というのが両立不可能論者の主張だからである (PAP)。

要するに、決定論が真であれば、フランクファートの反例で $\neg X$ はYを殺したことに責任がある \wedge (R) というのは論点先取になってしまう。なぜなら、 $\neg X$ はYを殺したときに責任がある \wedge ということ自体両立不可能論者が論証すべきことだからである。したがって、フランクファートの反例で $\neg X$ がYを殺したことに責任がある \wedge (R) とはいえず、他行為可能性原理は反駁されないまま生き残る。

このような両立不可能論からの批判に対して、両立不可能論は二つの対応策を持つ。第一の対応策は、決定論が真であることを前提とせずに議論を進める方法である (成田 2004: 98)。仮に決定論が偽であったとしてもフランクファートの反例で他行為可能性原理が否定されるといえば、両立不可能論にとっては十分である。第二の対応策は、

説 決定論が真であることを前提としながら、論点先取を避ける方法である (Fisher 2002: 7)。仮に決定論が真である
 としよう。そのとき、フランクファートの反例でXにYを殺した責任がないとしても、その理由はXに他行為可能性
 がなかったからではない、と両立可能論は主張できる。第一の対応策については第四節1で、第二の対応策につい
 ては第四節2で、それぞれ展開する。

3 かすかな自由

第三の批判は、フランクファートの反例でも、ある種の他行為可能性が存在しているとす。例えば中島義道は、
 フランクファートを批判している。「フランクフルトの議論は他行為可能性を否定しながら、その前の段階で「他決
 心可能性」というやはり一種の他行為可能性を認めている」(中島 2006: 24)。

ここでの問題は、フランクファートの反例でXがへYを殺そうとしないとはどのようなことか、という点に関わ
 る。もしこれが、XがへYを殺さないと自ら決意することを意味するのであれば、確かに他決意可能性が存在し、
 その後にかに特殊装置が作動してYを殺そうという意志がXに生じたとしても、XにYを殺した責任はないことにな
 る。

そこで、両立可能論者は、XがへYを殺そうとしないとは、へYを殺さないと自ら決意することではなく、へX
 がYを殺さない兆候を示すことだと理解する。XがYを殺さない兆候として、例えばXが特定の仕方
 で赤面するの
 であれば(あるいは特定の仕方
 で痙攣するのであれば)、ZはXが特定の仕方
 で赤面したときに(あるいは特定の仕
 方で痙攣したときに)特殊装置が作動するようにしておけばよい。

しかも、XがへYを殺さない兆候を示すことは、決意とはほど遠い。それは、赤面や痙攣のように、意図的では
 ない身体の変化でありうる。そうだとすると、そのような兆候を示すことを、他決意可能性として捉えるのは、困難
 である。なぜならそれは、決意ではありえないからである。

この点について浅田和茂は、フランクファートの反例でXがYを殺さない兆候を示したとすれば、その点に他行為
 可能性が認められると主張している(浅田 2008: 35)。つまり、へYを殺さない兆候を示すことが、他行為可能性
 だというのである。しかし、へYを殺さない兆候を示すことは、赤面や痙攣の例から明らかのように、行為ではな
 い。したがって、へYを殺さない兆候を示すことは、他行為可能性とはいえない。

両立可能論者であるJ・フィッシャー(John Martin Fisher)はこの応答をさらに敷衍する。へYを殺さない兆候
 を示すことを責任の必要条件とするのは、へYを殺さない兆候を示すことができるか否かという貧弱な自由によ
 って責任を基礎付けることに他ならない。フィッシャーは、そのような議論が依拠する自由を「かすかな自由
 flicker of freedom」と揶揄する。決意とはほど遠い「かすかな自由」があると、なぜ責任があることになるのか。む
 しろ、責任があるといえるためには、「実質的な(robust)自由が必要なのではないか(Fisher 1994: 134; Fisher
 2005: 40)。

4 デイレンマ

このような両立可能論からの応答に対して、D・ウィタカー(David Widerker)は自由意志論の立場から、更なる
 批判を展開した(Widerker 1995)。問題は、へYを殺さない兆候を示すことと、へYを殺さない決意することの
 関係である。仮に前者が後者を因果的に決定するならば、その場合、Yを殺すことは決定されていたことになり、自
 由意志論からすれば、Xに責任はないことになる。つまりこの場合には、先に挙げた論点先取の批判が妥当すること

したがって、両立可能論者は、兆候と決意の関係を因果的決定ではない関係として捉えねばならない。例えば、 $\neg Y$ を殺さない兆候を示す \neg ならば、多くの場合、 $\neg Y$ を殺さない \neg と決意する \neg という高度な蓋然性の関係として捉える必要がある。しかし、この場合には、 Y を殺さない兆候を示したとしても、 Y を殺そうと決意することが、 X には可能であることになる。つまり、兆候と決意の関係が因果的決定ではなくなれば、兆候と無関係に X が決意する可能性が開かれることになる。このように考えると、他決意可能性が依然として残っていることになる。フランクファートの反例で、他決意可能性は除去されきっていない。

いまやフランクファートの反例に依拠する両立可能論は、深刻なディレンマに直面する (Widerker 1995: 181; Ginet 1996; Kane 1996: 142)。兆候が決意を因果的に決定するのであれば X に責任はなく (「R」、兆候が決意を因果的に決定しないのであれば、 X に他行為可能性がある (「NAP」)。いずれにせよ、フランクファートの反例は他行為可能性原理 (PAP) を否定するのに失敗している。

ウィダカーの理解では、殺害のような複雑な行為についてはフランクファートの反例は説得力を持つかもしれないが、決意・選択・実行の着手とつた「単純な精神的行為 (simple mental action)」についてはフランクファートの反例は妥当しない (Widerker 1995: 182; Widerker 2003)。こうして、フランクファートの反例は、他行為可能性が責任の条件でないことを仮に示しているとしても、他決意可能性が責任の条件でないことを示していないとされる。

第四節 両立可能論からの反論

以上のように、フランクファートの反例に対し、両立不可能論は、依然として他決意可能性が存在するとして、他

行為可能性原理 (PAP) を擁護する。

このような両立不可能論からの批判に対して、両立可能論は二つの応答を用意する。第一の応答は、フランクファートの反例を改良することである。第二の応答は、フランクファートの反例を手掛かりとして、責任の必要条件それ自体を解明することである。まず、第一の応答から見てみよう。

1 他行為の封鎖

他行為可能性原理を否定するために、両立可能論者によって、これまでに実に多くの事例の改良が施されてきた。例えばメレとローブ (Alfred R. Mele and David Robe) が考案した特殊装置は、時点 t で Y を殺そうとする意志を X に生じさせるが、時点 t で X が Y を殺そうと自ら決意したときには全く作動しない。この場合、他決意可能性はないけれども、責任はあるといえる (Mele and Robe 1998: 101; Mele and Robe 2003)。⁽⁹⁾

このメレとローブの事例の背景にある発想を徹底させ、近時注目されているのが、ハンツの「封鎖 (blockage)」論である。その議論を簡単に紹介しよう (Hunt 2000)。

D・ハンツ (David Hunt) の理解では、フランクファートの反例には決定的な難点がある。それは、「反事実的介入者 (counterfactual intervener)」の存在である。フランクファートの反例には、仮に X が Y を殺そうとしなければ X に殺意を生じさせるような介入者 (催眠術師・脳外科医など) が登場する。実際には X は Y を殺そうと自ら決意するので、この介入者が介入することはない。その意味で、この介入者は反事実的である。しかしながら、フランクファートの反例は、仮に X が Y を殺そうとしなければ \neg という反事実的条件法を内在させているがゆえに、他決意可能性あるいは他行為可能性が存在しているという批判を両立不可能論から招くことになっている。

こうした批判をかわすためには、フランクファートの反例から反事実的介入者を取り除く必要がある。反事実的介入者を除去して、代わりに挿入されるのが封鎖のメカニズムである。⁽⁶⁾ 例えばフランクファートの反例で、XがYを殺そうと決意するために必要不可欠な回路以外の神経回路をあらかじめ封鎖する特殊装置を、脳外科医ZがXの脳に埋め込んでおいたとしよう。この場合、XはYを殺そうと決意する以外の決意をなしえなかったといえる。しかも、この特殊装置が作動したからではなく、XはYを殺そうと自ら決意している。そのため、Xには責任がある。こうして、他決意可能性がなかった(NAP)にもかかわらず、Xには責任がある(FC)といえる。

注目すべきなのは、この封鎖論が、本稿冒頭で紹介したロックの事例の趣旨を、フランクファートの反例よりも忠実に再現しているということである。

ロックの事例に、反事実的介入者は登場しない。男が部屋を出ようとする鍵がかかって閉じこめられるという設定にはなっていない。そうではなく、男は初めから閉じこめられている。部屋の出口はあらかじめ封鎖されているのである(図2・図3参照)。

フランクファートの反例のように、一定の条件が満たされて初めて介入するのか、あるいはロックハントの事例のようにあらかじめ封鎖されているのかは、大きな違いである。事後介入ではなく事前封鎖として事例を改良することで、他決意可能性に基づく両立不可能論からの反論は、説得力を大きくそがれることになる。

2 現実系列

もつとも、この封鎖論に対しても両立不可能論から批判がある。別の可能性があらかじめ封鎖されているならば、XがYを殺す行為は因果的に決定されているように見える。そうすると、XにYを殺した責任があると確定的にはいえなくなるというのである (Pereboom 2000: 127)。⁽⁷⁾

おそらく、フランクファートの反例をめぐって、事例の改良↓それに対する批判↓事例の更なる改良↓それに対する批判↓…という応酬が、両立不可能論と両立不可能論の間で今後も繰り返されていくだろう。その応酬を通じて、より洗練された事例が提示されると同時に、それに対する批判も提出されるだろう。この応酬が終結しないのは、事例とその事例に関する直観に依拠する議論の限界である。

むしろ両立不可能論が進むべき方向は、フランクファートの反例を手掛かりとして、道德的責任の必要条件それ自体を説明することである。私自身この方向の議論を提示したし(瀧川 2003: 78)、近時フランクファート自身もこの方向を志向している。

フランクファートの理解では、彼の反例が開示するのは、「行為者がいかなる行為を実行することができたかではなく、行為者が実行した行為が実際にどのように引き起こされたかこそが、根本問題だ」(Frankfurt 2003: 340)ということである。フィッシャーに倣って、行為の「現実系列(actual sequence)」と「他行為系列(alternative sequence)」の区別を用いていえば、責任にとって重要なのは、他行為系列が存在したか否かではなく、行為の現実系列がどのようなものであったか、行為が現実によりに実行されたかである(Fisher 1994: 139; Fisher and Ravizza 1998: 37)。

両立不可能論は、他行為系列の存在を責任の必要条件とする。そのため、フランクファートの反例で、Xが自ら

図2 フランクファートの反例

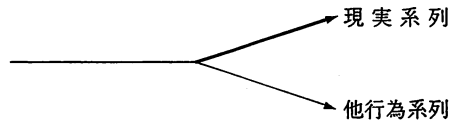
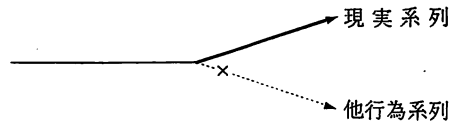


図3 ハントの封鎖



決意してYを殺した \sim (a)という現実系列だけが存在し他行為系列が存在しない場合には、Xに責任はないという結論に至る。逆に、Xに責任があるといえるためには、なんらかの他行為系列が必要だとされる。しかし、Xが現実に行った行為に対してなんの作用もしていない他行為系列が存在することが、いったいなぜXの責任に不可欠だといえるのだろうか。むしろ、責任にとって決定的に重要なのは、その行為が現実になぜ行われたかということである(瀧川 2003: 80)。

第五節 到達点

有力な両立不可能論者であるウィダカーも、近時、フランクファートの反例によって他行為可能原理は否定されることを認めるに至っている(Widemaker 2006: 186)。ウィダカーは、他行為可能性が道徳的責任の必要条件ではないことを認める一方で、行為者が行為の究極の開始者であることが道徳的責任の必要条件だと主張することで、道徳的責任と決定論の両立不可能性を主張する。つまり、決定論問題をめぐる戦線は、他行為可能性から別の場所へと移ろうとしている。しかし別の戦いを始める前に、これまでの戦いを総括しておくことがよいだろう。

1 意味的他行為可能性

以上の議論から、私は、他行為可能性原理(PAP)は擁護できないと考える。仮に他行為が不可能であったとしても責任はある。そのため、決定論が真ならば他行為は不可能になり、人は自分の行ったことに対して道徳的責任を負わないという両立不可能論(他行為不可能性論)は成り立たない。

では、なぜ一般に他行為可能性原理は信じられているのだろうか。へほかにどうしようもなかったことや避けられなかったことに対して責任を問うことはできない \sim という直観は間違っているのだろうか。この問いに対して、私は次のように応える。この直観は一面の真理を含むものの、それは他行為可能性原理が主張するようなものではない。へ他行為が可能であったこと \sim は、それ自体として重要なわけではない。むしろ、現実に行った行為の意味を確定するための対照項として他行為が想定され、その前提としてへ他行為が可能であったこと \sim が要請されるだけである。「他行為可能性における行為は、現実の行為の意味を明らかにするために、そしてそのためにだけに要請されるのであり、重要なのはあくまでも現実の行為の意味なのである」(瀧川 2003: 80)。

このような他行為可能性を「意味的他行為可能性」と呼ぶことができるだろう。それは、自由意志論が主張するような「事理的他行為可能性」つまり、当該状況で事実として別の行為をする可能性とは異なる。事理的他行為可能性が決定論と両立しない(ようにみえる)のに対し、意味的他行為可能性は決定論と両立する。へほかにどうしようもなかったことに対して責任を問うことはできない \sim という直観が依拠するのは、この意味的他行為可能性である。それを事理的他行為可能性と混同した点に、両立不可能論の問題がある。

2 期待可能性

このように考えると、責任を問うときに重要なのは、現実に行われた行為の意味だということになる。では、行為の意味とは何か。それは、規範に違反することで示される行為者の意図である。

私たちは相互に一定の仕方で行うことを規範的に予期しており、その予期に反して行為する者に対して、責任を問う。簡単に言えば、予期 \parallel 期待に反する行為に対して責任が問われる。そのため、一定の仕方で行うことを期待することができない行為者に対しては、あるいはより厳密にいえば、期待することが合理的でない行為者に対し

説では、責任は問われなことになる。これが刑法理論で、期待可能性と呼ばれる原理である。適法行為の期待可能性が欠如するときには、刑事責任は問われない（通説によれば、責任阻却事由に該当する）。

このように考えると、次のような「期待可能性原理」が導かれる。

〈PE〉 the Principle of Expectability

人が自分の行ったことに対して道徳的責任があるのは、それ以外の仕方で行為することを期待することが合理的であるときのみである

期待可能性原理によれば、〈他行為可能性がない〉とは、〈別の行為を期待することが合理的でない〉ことであり、その場合に責任はない。期待可能性原理自体は、一般に妥当な原理であると承認されている⁽⁸⁾。

他行為可能性原理の説得力は、期待可能性原理の説得力に寄生している。他行為可能性原理は、妥当ではない。しかしながら、他行為可能性原理が期待可能性原理と混同されることで、他行為可能性原理は妥当であるという錯覚が生じる。

刑法理論の期待可能性に関連して有名な「暴れ馬事件」では、暴れ馬であることを知っていながら、馬車を御するのを断ると仕事を首にされるおそれがあったので馬車を御していたところ、馬が暴れて人を傷つけた。この事件でドイツの裁判所は無罪を言い渡した。その理由は、他行為可能性がないからではない。それは、期待可能性がないからである。この事件に見られるように、他人に強制された場合や状況に強いられた場合には、ほかにどうしようもなかったがゆえに責任がないとされることがある。そのため、こうした事例は他行為可能性原理に直感的説得力を供給することになる。しかしながら、こうした事例が示すのは、期待可能性原理が妥当であるということであり、他行為

可能性原理が妥当であるということではなく（Wallace 1994 : 265）。

期待可能性原理（PE）は他行為可能性原理（PAP）とは似て非なるものである。期待可能性原理自体は、行為の意味に着目する責任理論から導出される。別の言葉で言えば、他行為系列の有無ではなく、現実系列の有りに着目する両立可能論から、期待可能性原理は導かれる。つまり両立可能論は、他行為可能性原理を否定しながら、期待可能性原理を産出することで、他行為可能性原理の擬似的説得力の由来をも説明することに成功する。

3 なにをすべきだったのか

ウィダカーは、他行為可能性原理（PAP）を擁護するために、〈では、なにをすべきだったのか〉と両立可能論に反問した（Widener 2003 : 63）。フランクファートの反例で、確かにXはYを殺そうと自ら決意しYを殺した。では、Xはなにをすべきだったのか。仮にYを殺さないようにしようとしても、Zの特殊装置が作動して、Yを殺そうという意志がXに生じてYを殺しただろう。つまり、XがYを殺すことは不可避である。したがって、XはYを殺さないようにすべきだったということはできない。そうだとすると、XにYを殺した責任を問うことはできないはずではないか。

ウィダカーは、この議論が両立可能論に対する強力な反論になっていると考えている。フランクファートの反例でXはYを殺すべきではなかったといえない以上、責任を問うことはできない。他の行為ができないにもかかわらず、Xは他になにをすべきだったと、両立可能論はいうのか。

このウィダカーの問いに対する私の解答を述べよう。「XはYを殺すべきではなかった」。この解答に対しては、不満が投げかけられるかもしれない。「XはYを殺すべきではなかった」と言ったとしても、フランクファートの反例

では、XはYを殺す以外の行為はなしえないはずである。だとすれば、「XはYを殺すべきではなかった」と言うことは、全く無意味なのではないか。そのような解答は、フランクファートの反例が前提とすることを真剣に受け止めていないのではないか。

そうではない。確かに、フランクファートの反例では、 $\neg X$ はYを殺す以外の行為をなしえなかった。にもかかわらず、 $\neg X$ はYを殺すべきではなかった⁽⁹⁾と言っているのである。その理由は二つある。

第一に、この二つの文は世界の異なる層を指し示している。前者は、事実に関する文である。事実として、 $\neg X$ はYを殺す以外の行為をなしえなかった。これに対して、後者は、規範に関する文である。事実とはかく、規範として、 $\neg X$ はYを殺すべきではなかった。つまり二つの文は、事実と規範という世界の異なる層を指し示している。いかに辛いことや嘆かわしいことが起きようと、残念ながらわたしたちには、過去を変えることはできない。過去は事実として存在する。⁽⁹⁾しかしながら、わたしたちはその過去の現実を受容できないことがある。そのとき、「それは起きるべきではなかった」、「そうすべきではなかった」と言う。ここに規範があらわれる。規範にとつて、事実は意味を持たない。むしろ、規範とは抗事実的である。したがって、 $\neg X$ はYを殺す以外の行為をなしえなかった⁽⁹⁾か否かにかかわらず、 $\neg X$ はYを殺すべきではなかった⁽⁹⁾と言っているのである。

第二に、当為は他行為可能性を含意しない。「当為は可能を含意する (ought implies can)」といわれる。対偶をとれば、「可能でなければ当為はない」ということである。ここから、他行為が可能でなければ当為はないといわれる。つまり、 $\neg Y$ を殺す以外の行為が可能でなかったのだとすれば、 $\neg Y$ を殺すべきではなかった⁽⁹⁾とはいえないのである。

この「当為は可能を含意する」というテーゼについては、その是非をめぐって多様な議論がある。ここで重要なのは、このテーゼの「可能」の意味である。⁽¹⁰⁾両立不可能論は、可能とは他行為可能性のことであると解釈し、他行為が可能でないならば当為はないと主張する。この主張に対しては、二つの応答が可能である。第一の応答は、「当為は可能を含意する」というテーゼ自体を否定する。例えば、フィッシャーはこの道を辿る (Fisher 1999: 124)。つまり、「当為は可能を含意する」というテーゼを否定することで、両立不可能論に反論する。第二の応答は、このテーゼ自体は否定せず、このテーゼの「可能」とは他行為可能性のことではないとする。仮に「当為は可能を含意する」としても、その可能とは他行為可能性とは異なる可能である。したがって、仮に他行為が可能でないとしても、当為は存在する。私はこの第二の応答を採用する。

当為は可能を含意する。言葉を換えれば、責任は自由を含意する。自由でなければ責任はない。自由は責任の必要条件である。責任の必要条件である自由が他行為可能性でないならば、それは何なのか。これが本稿の出発点であった。私の理解では、責任の必要条件である自由とは、意味的他行為可能性とそれを可能にする「理由能力」である。つまり、理由を理解してその理由に従って行為する能力を有することが、責任に必要な自由である (瀧川 2003: 100-112)。「当為は可能を含意する」というとき、その可能とは理由能力のことである。

4 理由能力

責任の必要条件である自由とは、他行為可能性ではなく理由能力である。これが私の主張である。残された問題は、理由能力とは何かを説明することである。成田和信も近時、「責任に必要なコントロール」とは「合理的〈実践〉能力」であると主張している (成田 2004: 159-237)。成田は合理的〈実践〉能力を説明するために、M・スミス (Michael Smith) の「傾向性 (disposition)」アプローチを利用する (Smith 2003)。能力の傾向性アプローチは、能

説力を、「一定の状況に置かれれば、一定の振る舞いをする」という条件文の集合として理解する。結論として成田は、「合理的〈実践〉能力」を次のように捉える。「それは、『ある行為を行うべきだ』という合理性判断をくだせば、『その行為を行おう』という意志が生ずる』という形の条件文で表されるようなデイスポジションである」(成田 2004: 193)。

しかし、スミスの傾向性アプローチでは、フランクファートの挙げる自発的麻薬常習者を適切に扱うことができないとの批判がなされている (Cohen and Handfield 2007)。

「自発的麻薬常習者 (willing addict)」(Frankfurt 1971: 24) は、自発的に麻薬を使用するので、麻薬使用に対して責任がある⁽¹⁾。にもかかわらず、仮に自発的麻薬常習者が麻薬を使用しないでおこうとしても、禁断症状ゆえに麻薬を使用してしまう。このように自発的麻薬常習者は、他行為可能性がないにもかかわらず、責任があるとされる。

要するに、自発的麻薬常習者は一種のフランクファートの反例である。したがって自発的麻薬常習者は、他行為可能性原理に対する批判として機能する。それだけではない。自発的麻薬常習者は、傾向性アプローチに対する批判としても機能する。能力の傾向性アプローチからすれば、自発的麻薬常習者は麻薬を使用すべきでない⁽²⁾と合理的に判断しても麻薬を使用してしまうため、合理的能力がないと判定される。にもかかわらず、自発的麻薬常習者には責任がある。ここには矛盾がある。合理的能力こそが責任の条件のはずだからである。したがって、傾向性アプローチは、自発的麻薬常習者は合理的能力があり責任があるとするか、自発的麻薬常習者は合理的能力がなく責任がないとするか、いずれかの選択肢を選ばねばならない。

自発的麻薬常習者の取り扱いについて、成田は揺れているように見える。一方で、フランクファート型事例について、合理的判断に応じて意志は変化しないけれども、責任に必要なコントロールはされており(つまり理由能力を持つており)、したがって責任があると主張する (成田 2004: 206)。他方で、成田はいう。「アルコール中毒患者は、アルコールの絡む事柄に関して合理的〈実践〉能力を失っている」(成田 2004: 211)。ここからすれば、自発的麻薬常習者も、麻薬常習者である以上、麻薬に絡む事柄に関して合理的能力を失っていることになる。自発的麻薬常習者は、成田のいう合理的〈実践〉能力を有しているのかいないのか、どちらなのだろうか。むしろ、理由能力を説明するためには、フィッシャーとラヴィッツァが提示する「穏当な理由反応性 (moderate reasons-responsiveness)」のアプローチが有効だと私は考えている (瀧川 2003: 111)。穏当な理由反応性は、次の場合に成り立つ (Fisher and Ravizza 1998: ch. 3)。

〈MRP〉 Moderate Reasons-Responsiveness

行為者の「心理過程 (mechanism)」を所与として、別様に行為する理由が提示されると、その心理過程が理由に反応して別様に行為することがありうる場合には、弱い理由反応性が成り立つ。弱い理由反応性が成り立っている場合で、特に心理過程に提示される理由が第三者にとっても了解可能な理由である場合に、穏当な理由反応性が成り立つ。

簡単に言えば、「あなたがなすべきなのはむしろ別の行為ではないのか？」という第三者からの問いかけに対して、行為者がそれに応じて別様に行為することがありうる場合に、穏当な理由反応性は成立する。このアプローチからすれば、自発的麻薬常習者が責任を負うか否かは、自発的麻薬常習者の心理過程が穏当な理由反応性 (MRP) を有するか否かによる。仮に自発的麻薬常習者が、麻薬を使用すべきではないという理由に応じて行為する可能性がないの

であれば、自発的麻薬常習者には麻薬使用に対する責任がないことになる。他方で、フランクファートの反例では、その過程の外部であるZによる介入で、理由に反応しないように見えているだけであり、行為者の心理過程は穏当な理由反応性を有するのであり、したがってXには責任があることになる。⁽¹²⁾

本稿の出発点に戻ろう。自由でなければ責任はない。自由は責任の必要条件である。では、責任の必要条件である自由とは何か。

この問いに対して、「他行為可能性」と応えるのは間違っている。正しい答えは、「理由能力」である。わたしたちに残された問題は、理由能力をさらに厳密に解明することである。別の言葉で言えば、責任能力の研究である。

注

- (1) 私は、既にこの主題を論じたことがある。一九九六年に東京大学に提出したいわゆる助手論文「応答としての責任と法」が、この主題を論じた端緒である。その助手論文の関連箇所には大幅な加筆・補正を加えて一九九九年に公表したが、『法学協会雑誌』第一一六巻一―二号に掲載した「責任の意味と制度(二)」である。この論文に加筆・補正を加えて二〇〇三年に公刊したのが、『責任の意味と制度』(瀧川 2003)の第三章である。現在に至るまで、そこで提示した自説を変更する必要はないと考えている。本稿は、従来公表した著書・論文には含まれない新たな議論を中心に論じるものである。
- (2) 別の言葉でいえば、他行為不可能性論が前提にしているのは、フォーク型の時間観である。つまり、過去は一義的に確定して閉じているけれども、未来は多様な可能性に開かれているという時間観が前提にある。他行為不可能性論が批判するのは、未来も過去と同様に一義的に確定しているとするナイフ型の時間観である。
- (3) DNAP については、参照：瀧川 2003 : 61-69.
- (4) こうした様々な論点をまとめたものとして、参照：Fisher 1999; Widerker and Mckenna 2003 に収録された Introduction.
- (5) メレトロフの事例の紹介と検討については、参照：成田 2004 : 102.
- (6) ハントは、封鎖の事例を3種類提示している (Hunt 2000 : 217)。ここでは、ハントの挙げる事例をアレンジして示す。

(7) この両立不可能論からの批判に対しても、XがYを殺す行為は因果的に決定されているわけではないとの反論が既になされている (Zimmerman 2003 : 315)。

(8) 実は、両立不可能論者もあるウィタカー自身、他行為可能性原理を一種の期待可能性原理として解釈する方向の議論を展開している。その原理 (PAE) によれば、「ある人がAすることに対して道德的責任があるのは、Aする際に道德的に間違った仕方で行ない、当該状況下でAしなかったことを期待することが道德的に合理的だった場合であり、かつその場合に限り」(Widerker 2003 : 68)。

(9) この文脈では、大森莊蔵の「たつた過去を過去物語りとして捉えよう」とも、以下の議論に変わりはない。

(10) 当時は可能を命ずるというラッセルを正当化する諸論述の検討と、カントが実際上のテーゼをどのように理解していたかについては、参照：Stern 2004.

(11) 自発的麻薬常習者への「非自発的麻薬常習者の対比について」参照：瀧川 2003 : 97.

(12) もちろん、何が心理過程の内部であり何が外部であるかが問題になる (成田 2004 : 230)。この問題に対してフィッシャー・ラヴィッツァは、「心理過程の形成過程に着目して解決を図らなければならない」(Fisher and Ravizza 1998 : ch. 7, ch. 8)。

参考文献

- Buss, Sarah, and Lee Overton (2002) *Contours of Agency: Essays on Themes from Harry Frankfurt*. The MIT Press.
- Cohen, Daniel, and Toby Handfield (2007) "Finking Frankfurt." *Philosophical Studies* 135 : 363-374.
- Fisher, John Martin (1986) *Moral Responsibility*. Cornell University Press.
- Fisher, John Martin (1994) *The Metaphysics of Free Will: An Essay on Control*. Blackwell.
- Fisher, John Martin (1999) "Recent Work on Moral Responsibility." *Ethics* 110 : 93-139.
- Fisher, John Martin (2002) "Frankfurt-Style Compatibilism." Buss and Overton (eds.) (2002) : 1-26.
- Fisher, John Martin (2005) *My Way: Essays on Moral Responsibility*. Oxford University Press.
- Fisher, John Martin, and Mark Ravizza, S. J. (1998) *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*. Cambridge University Press.

- Frankfurt Harry G. (1969) "Alternate Possibilities and Moral Responsibility." *The Journal of Philosophy* 66: 823-839. Reprinted in Frankfurt (1988): 1-10.
- Frankfurt Harry G. (1971) "Freedom of the Will and the Concept of a Person." *The Journal of Philosophy* 68: 5-20. Reprinted in Frankfurt (1988): 11-25.
- Frankfurt Harry G. (1988) *The Importance of What We Care About: Philosophical Essays*. Cambridge University Press.
- Ginet Carl (1996) "In Defense of the Principle of Alternative Possibilities: Why I Don't Find Frankfurt's Argument Convincing." *Philosophical Perspectives* 10: 403-417.
- Hunt David P. (2000) "Moral Responsibility and Unavoidable Action." *Philosophical Studies* 97: 195-227.
- Mele Alfred R. and David Robe (1998) "Rescuing Frankfurt-Style Scenarios." *Philosophical Review* 107: 97-112.
- Mele Alfred R. and David Robe (2003) "Bbs. Magnets and Seesaws: The Metaphysics of Frankfurt-style Cases." in Widerker and McKenna (eds.) (2003): 127-138.
- Locke, John (1690 [1975]) *An Essay concerning Human Understanding*, edited with an Introduction by Peter H. Niddich, Oxford University Press.
- Pereboom Derk (2000) "Alternative Possibilities and Causal Histories." *Philosophical Perspectives* 14: 119-137.
- Smith, Michael (2003) "Rational Capacities, or: How to Distinguish Recklessness, Weakness, and Compulsion." in Stroud and Tappolet (eds.) (2003): 17-38.
- Stern, Robert (2004) "Does 'Ought' Imply 'Can'? And Did Kant Think It Does?" *Utilitas* 16.1: 42-61.
- Stroud, Sarah, and Christine Tappolet (eds.) (2003) *Weakness of Will and Practical Irrationality*. Oxford University Press.
- van Inwagen, Peter (1978) "Ability and Responsibility." *Philosophical Review* 87: 201-224. Reprinted in Fisher (ed.) (1986): 153-173.
- Wallace, R. Jay (1994) *Responsibility and the Moral Sentiments*. Harvard University Press.
- Watson, Gary (ed.) (2003) *Free Will*. Second Edition, Oxford University Press.
- Widerker, David (1995) "Libertarianism and Frankfurt's Attack on the Principle of Alternative Possibilities." *Philosophical Review* 104: 247-261. Reprinted in Watson (ed.) (2003): 177-189.
- Widerker, David (2003) "Blameworthiness and Frankfurt's Argument Against the Principle of Alternative Possibilities." in Widerker and McKenna (eds.) (2003): 53-73.
- Widerker, David (2006) "Libertarianism and the Philosophical Significance of Frankfurt Scenarios." *The Journal of Philosophy* 103.4: 163-187.
- Widerker, David and Michael McKenna (2003) *Moral Responsibility and Alternative Possibilities: Essays on the Importance of Alternative Possibilities*. Ashgate.
- Zimmerman, Michael (2003) "The Moral Significance of Alternate Possibilities." in Widerker and McKenna (eds.) (2003): 301-325.
- 浅田和哉 (2008) 「真田鑑」『シムロノケン』No. 1348: 29-39.
- 瀧川裕英 (2003) 「責任の意味と程度——真田鑑の論考」『源真館』
- 中島義典 (2006) 「後徳川時代の実の哲学」『尾形書局新社』
- 成田和信 (2004) 「真田の四田」『源真館』
- 山口 厚 (2007) 「民法総論 第5巻」『有斐閣』